

1. 4-ジクロロ-2-ブテンについての措置

容器・包装への表示

1,4-ジクロロ-2-ブテン、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

(安衛法第57条、安衛則第30、32、33条及び別表第2) 平成23年4月1日より適用

表示事項

- ①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、
⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

注)主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

注)平成23年4月1日時点で既に存在する物については、平成23年9月30日までは適用除外

規制の対象となる作業と含有率

- 1,4-ジクロロ-2-ブテンの製造・取扱い設備から試料を採取し、または当該設備の保守点検を行う作業
- 重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象

発散抑制措置

(特化則第38条の17)

対象となる作業については、1,4-ジクロロ-2-ブテンのガス、蒸気に労働者がさらされること(ばく露)を防止するため、次の措置を講じることが必要です。

3③以外は平成24年4月1日より措置が必要。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に新たに設けた作業場所には、設けた時点から。3③は、発散抑制設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

- 1 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること。
- 2 1の措置が著しく困難な場合、または臨時の作業を行う場合は、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等、労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること
- 3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等
 - ① 構造性能等について一定の要件を満たす必要があること
(局所排気装置の場合の抑制濃度0.005 ppm)
 - ② 定期自主検査、点検を行うこと
 - ③ 設置計画の届出(安衛則第86条、88条および別表第7)(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

屋外等で発散抑制措置の設置が困難なため呼吸用保護具を使用させる場合は、有害性が極めて高いことから、送気マスクを推奨します。やむを得ず、防毒マスクを使用する場合は、リスクアセスメントを行った上で、有機ガス用全面形防毒マスク等の適切な保護具を使用します。さらに、経皮吸収が指摘されることから、保護眼鏡または全面形マスク、不浸透性手袋等を着用する等の措置が望まれます。

掲示

平成23年4月1日より適用

見やすい箇所に、①1,4-ジクロロ-2-ブテンを取り扱う場所である旨、②人体に及ぼす作用、③取扱い上の注意事項及び④使用すべき保護具について掲示すること

作業の記録

平成23年4月1日より適用

1月を超えない期間ごとに、①労働者の氏名、②従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間及び③汚染事故等の概要及び応急措置の概要を記録し、30年間保存すること

1. 3-プロパンスルトンについての措置

容器・包装への表示

1,3-プロパンスルトン、これらを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

(安衛法第57条、安衛則第30、32、33条及び別表第2) 平成23年4月1日より適用

表示事項

- ①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、
⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

注)主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

注)平成23年4月1日時点で既に存在する物については、平成23年9月30日までは適用除外

規制の対象となる作業と含有率

- 1,3-プロパンスルトンの製造・取扱い作業全般
- 重量の1%を超えて含有する製剤その他の物が対象

接触によるばく露防止措置

(特化則第38条の19)

1,3-プロパンスルトンを製造し、または取り扱う作業に労働者を従事させるときは、1,3-プロパンスルトンに労働者が接触することによる経皮ばく露を防止するため、次の措置を講じることが必要です。

①～⑧、⑯は、平成24年4月1日より。ただし、平成23年4月1日～平成24年3月31日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から。⑨～⑭、⑮～⑯は、平成23年4月1日より。⑯は、製造・取扱い設備を平成23年6月30日までに設置・移転・変更しようとするときは不要。

- ① 製造・取扱い設備を密閉式の構造とすること
- ② 製造し、または取り扱う設備は堅固な材料で造り、腐食防止措置を施すこと
- ③ 接合部の漏えい防止措置
- ④ バルブ等の開閉方向の表示等
- ⑤ バルブ等の材質等
- ⑥ 送給原材料の表示
- ⑦ 作業規程を定め、これにより作業を行うこと
 - イ バルブ、コック等(製造・取扱い設備または容器に原材料を送給するとき、及び当該設備または容器から製品等を取り出すときに使用されるものに限る。)の操作
 - ロ 冷却装置、加熱装置、攪拌装置及び圧縮装置の操作
 - ハ 計測装置及び制御装置の監視及び調整
 - ニ 安全弁その他の安全装置の調整
 - ホ ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における漏えいの有無の点検
 - ヘ 試料の採取及びそれに用いる器具の処理
 - ト 容器の運搬及び貯蔵
 - チ 設備または容器の保守点検及び洗浄並びに排液処理
 - リ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
 - ヌ 保護具の装着、点検、保管及び手入れ
 - ル その他漏えいを防止するため必要な措置

- ⑧ 不浸透性の床
- ⑨ 堅固な容器の使用または確実な包装
- ⑩ 容器または包装に名称及び取扱い上の注意事項を表示
- ⑪ 一定の場所を定めて保管
- ⑫ 使用後の容器等からの発散を防止し、一定の場所を定め集積して保管
- ⑬ 作業開始前に漏えいによる汚染の有無の点検
- ⑭ ⑬の点検において異常を認めたときは、容器等の補修、拭き取り等必要な措置を講じる
- ⑮ 設備または容器に1,3-プロパンスルトンを出し入れする際には直結式器具を使用
- ⑯ 使用後のぼろ、紙くず等は不浸透性の容器に納め、廃棄時には焼却、中和等により除毒すること
- ⑰ 保護具の使用
保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴を着用すること
- ⑱ 関係者以外の者の立入禁止措置
- ⑲ 製造・取扱い設備及びその附属設備の設置等の計画の届出（安衛則第86条、第88条及び別表第7）
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

▶ 呼吸用保護具

呼吸用保護具については、経皮ばく露の防止に加え、万一の際の吸入ばく露リスクへの備えのため、全面形防じん機能付き防毒マスクの採用が望まれます（この場合保護眼鏡は不要）。

▶ リスクアセスメント

製造・取扱い設備及びその付属設備の設置を行うに当たっては、漏えい防止を含む安全性評価に重点をおいた「化学プラントのセーフティアセスメント」を参考に、リスクアセスメントを実施し、その概要（改善結果または計画を含む）を計画の届出に際し添付することが望されます。

掲示

平成23年4月1日より適用

見やすい箇所に、①1,3-プロパンスルトンを取り扱う場所である旨、②人体に及ぼす作用、③取扱い上の注意事項及び④使用すべき保護具について掲示すること

作業の記録

平成23年4月1日より適用

1月を超えない期間ごとに、①労働者の氏名、②従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間及び③汚染事故等の概要及び応急措置の概要を記録し、30年間保存すること

